

# 和泉市おでかけポータルサイト作成及び運用・保守業務委託仕様書

## 1. 業務名

- ①和泉市おでかけポータルサイト作成業務
- ②和泉市おでかけポータルサイト運用・保守業務

## 2. 業務の目的

現在の和泉市観光ホームページ(SATOMACHI IZUMI)は、平成29年3月の公開から7年以上経過しており、デザインやサイト構成のあり方が古くなってきている。また、ウェブアクセシビリティ及び多言語化の領域において既存のサイトでは対応しきれない状況が発生している。このことに対応するため、本業務ではデザインや機能を一新するほか、SNS との連携強化なども図り、利用者にとって使いやすく、効果的に情報発信を行えるサイトにリニューアルする。

リニューアル後のサイトでは、市外からの来訪及び和泉市民の市内での「おでかけ」の促進を図る。

## 3. 契約期間

契約締結日から令和12年2月28日(木)まで  
(地方自治法第234号の3の規定による長期継続契約)

## 4. 履行期間

- ①和泉市おでかけポータルサイト作成業務の期間(検証に必要な期間を含む)  
契約締結日から令和7年2月28日(金)まで
- ②和泉市おでかけポータルサイト運用・保守業務の期間  
令和7年3月1日(土)から令和12年2月28日(木)まで  
※和泉市おでかけポータルサイト公開日 令和7年3月1日(土)

## 5. リニューアルの方針

サイトのリニューアルにあたっては、次の方針に沿って実施すること。

- (1)ユーザビリティと検索性に優れた見やすく、使いやすいサイトであること
- (2)本市の観光コンテンツの魅力や特色を効果的に発信できるサイトであること。近隣地域からの日帰り旅行者及び和泉市民をターゲットに情報発信を行い、市外からの来訪及び和泉市民の市内での「おでかけ」を誘発するものであること。
- (3)ウェブアクセシビリティへの対応をすること。
- (4)多言語への対応をすること。
- (5)マルチデバイスへの対応をすること。
- (6)操作の容易性を確保すること。
- (7)拡張性と柔軟性を持つサイトであること。
- (8)安全で安定したサイトであること。

## 6 - 1. 和泉市おでかけポータルサイト作成業務の内容

### (1) 企画構成(プロデュース)及び要件定義

- ・業務遂行計画の作成
- ・サイトの設計及びサイト構成システム概略図の作成
- ・サポート体制表の作成
- ・コンテンツ移行計画書の作成

### (2) 打合せ及び議事録の作成

定例の進捗状況確認会議を月1回程度開催すること。なお、進捗状況確認会議は必要に応じて追加開催する。また、進捗状況会議とは別に個別の検討案件について詳細な協議を行う会議を必要に応じて随時開催する。

上記の会議は、原則として和泉市役所で実施する。また、議事録は受託者において2部作成し、双方確認の上で保管する。なお、議事録はEメール等によりデータで提出しても差し支えない。

### (3) サイト設計及びデザイン制作

現行サイトの課題を分析し、「2. 業務の目的」や「5. リニューアルの方針」を踏まえた設計及びデザイン制作を行う。

### (4) コーディング開発

- ・トップページ、各ページのコーディング開発
- ・パーツ作成
- ・多言語調整作業
- ・レスポンス対応(ページの表示完了までの時間は2秒以内とすること。)
- ・履歴入力やテンプレート入力等更新に係る作業効率の向上・省力化を図る工夫をすること

### (5) 本市の要求仕様を満たす CMS の開発・導入作業

サイトを円滑に運用できるよう、担当職員が簡単に作業できるCMSを導入すること。CMSの要件については、様式8号のとおりとする。また、ドメインについては現行サイトのものを引き継ぎ、サーバも現行のもの(600GB)と同等のものとする。

### (6) コンテンツの企画立案・構築

現行サイトの構成を踏まえつつ、閲覧者への訴求力が高いコンテンツを提案し、構築すること。また、サイトの回遊率を高める仕掛けを提案すること。

必須のコンテンツは次の通りである。

- ・「OSAKA 和泉市ファンクラブ」※1 協力店への誘客に繋がるコンテンツ
- ・和泉市全域の観光施設や「OSAKA 和泉市ファンクラブ」協力店を示した地図(Google Map などの埋め込みでも可とする)など、「おでかけスポット」の分布が一目で分かるコンテンツ
- ・イベント情報を効果的に発信できるコンテンツ

提案金額の範囲内で実現可能であれば希望するコンテンツは次の通りである。

- ・デジタルパンフレット
- ・上記に掲げるものの他、閲覧者への訴求力が高いコンテンツ

※1 和泉市いずみの国観光おもてなし処の LINE 公式アカウントを友だち登録することで加入することができ

る。会員証を提示すると協力店で特典(割引やワンドリンクサービス等)を受けることができる。協力店は「SATOMACHI IZUMI」等の市の観光情報発信媒体に店舗情報が無料で掲載されるというメリットがある。

【参考】「SATOMACHI IZUMI」における関連ページURL

<https://satomachi-izumi.com/line> で osaka 和泉市ファンクラブ『いずみの国メンバー』

#### (7) 現行サイトの新システムへの移行作業及び検証

本市が指定する既存のコンテンツは全て移行するものとする。移行ページ数は300程度を想定している。

(ア) 移行作業の適切な方法、スケジュール、役割分担等を記した「コンテンツ移行計画書」を作成し、提示すること。

(イ) 現行サイトのページに添付されているPDFなどのファイルや画像についても移行すること

(ウ) 移行作業後、必要なコンテンツが全て移行され問題なく動作することについて検証すること。

検証の結果、必要があれば修正を行うこと。

(エ) 移行対象ページ全てのウェブアクセシビリティ検証及び必要な修正を行うこと。

(オ) 移行後のページは、サイトの運用開始後もCMSを用いて編集、公開、削除作業が行える状態とすること。

#### (8) 多言語対応

基本言語は日本語とし、英語・韓国語・中文簡体字・中文繁体字・ベトナム語に自動翻訳できることを必須要件とする。左記を上回る対応が可能であれば提案すること。

#### (9) ウェブアクセシビリティ対応

高齢者や障がい者が支障なく利用でき、必要な情報を得られるよう、日本工業規格 JIS X 8341-3(高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部:ウェブコンテンツ)の等級 AA に準拠すること。また、JIS 規格が改正された場合も、適切な対応を講じることが可能であること。

また、閲覧者が必要に応じて文字の拡大及び文字色や背景色の変更ができる機能を有すること。

#### (10) 動作テスト

動作チェック後、検証し問題があれば修正を行うこと。また、テスト環境を構築すること。

#### (11) 操作・運用マニュアルの提供及び操作研修

CMS の操作方法についてのマニュアルを作成すること。マニュアルの記載内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記述すること。

また、職員向けの操作研修を実施すること(関係職員3~5名程度を対象に、1回実施)。研修会場は、和泉市役所又は和泉市いずみの国観光おもてなし処和泉府中を想定している。

#### (12) その他

上記11点に示した内容を損なわない範囲で、本仕様書に指定する以外の有益な提案をして差し支えない。ただし、その実装に要する費用は本プロポーザルで提案する見積金額に含めるものとし、別途費用とすることを認めない。

## 6 - 2. 和泉市おでかけポータルサイト運用・保守業務の内容

以下の(1)～(13)について、【必須】項目は絶対要件とする。【推奨】項目は可能な限り実現を希望するものであるが、その実装に要する費用は本プロポーザルで提案する見積金額に含め、別途費用とすることを認めない。

(1)運用・保守要件【必須】

- ・公開するサイトおよびCMSは24時間365日の稼働を原則とし、サイトに関するシステムやサーバなどに係る障害の早期発見・予防に努めること。
- ・システムを安定的に運用するため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して保守を行うこと。
- ・ソフトウェアに対して、OSのパッチ適用等、必要なバージョンアップを遅滞なく行うこと。想定されるバージョンアップの対象範囲、実施頻度などについて提案書に明記すること。

(2)サーバ保守【必須】

- ・受託者は、サーバ・システムの維持・管理の一切を行うこと。
- ・サーバ機器・部品等の故障・老朽化等による更新を行うこと。
- ・異常発生時には障害時対応マニュアルに基づき迅速に対応し、障害の局所化、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めること。
- ・サーバの運用管理端末のコンピュータウイルス対策や、本システムに対する不正アクセス等のチェックを常に実施する等、万全なセキュリティ管理を行うこと。ウイルスや不正アクセスを検知した場合には、直ちに適切な対応を実施すること。
- ・不正侵入、障害を検知した場合は、速やかに本市へ報告し、対策を講じること。
- ・障害時の早期回復のため、1日1回以上バックアップを行うこと。
- ・バックアップデータは日次3世代を管理すること。
- ・計画停止の際は、やむを得ない場合を除き、おおむね1週間前までに本市に連絡すること。
- ・セキュリティに関する理由などにより、それがシステムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、速やかに本市に報告すること。
- ・サーバへは限られたスタッフが保守の目的でのみアクセスすること。

(3)障害対応【必須】

- ・障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止のための方策などについて障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。
- ・障害が発生した場合は、本市に速やかに連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。また、本市が障害を発見した場合、電話、メールによる問合せに対応すること。
- ・データセンターにおいて障害の一次切り分けを実施すること。なお、障害切り分け作業の結果、原因が受託者の責に帰しないと判明した場合であっても、迅速な復旧に向けて最大限の協力を行うこと。
- ・障害復旧後は、状況、原因、処置内容及び再発防止策等について報告書にまとめて本市に提出すること。
- ・障害の復旧に係る費用は、受託者が負うこととする。
- ・定期点検等により障害の予防を行うこと。

・本市の帰責理由によるものを除き、受託者は、本市及び第三者に対して、障害によって生じた損害を賠償する責任を負うこと。

**(4) 問合せ対応【必須】**

- ・問合せ窓口(サポート窓口)があり、操作に関する問合せ等に対応できる体制があること。問合せについては、サイト更新担当者などから直接問い合わせるものとする。
- ・問合せ窓口は、原則として平日(土・日曜日、祝日及び年末年始を除く)の午前9時から午後5時まで開設することとする。ただし、緊急時は、本市と協議の上対応すること。また、原因の究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを本市と協議の上、確実に実施すること。
- ・問合せの受付・回答手段は原則として電子メールとする。ただし、緊急性が高い場合など、必要に応じて電話を利用すること。

**(5) サイト運用保守【必須】**

CMS で操作できない箇所の情報の変更や更新、簡単なバナーの作成、画像のリサイズやトリミング、情報更新の代行作業等(新機能追加やデザインリニューアル、OS の大幅な変更によるシステムの修正等は除く。)

**(6) 運用・管理支援【必須】**

サイトの利便性・有益性が向上するよう、積極的な対策を行う。また、CMS のコンテンツ入力フォームの変更や作成支援、管理システム等の操作に関する助言等、全面的なサポートを行う。

**(7) データセンター要件【必須】**

次の要件を満たすこと

- (ア) サービス提供するクラウド環境は、日本国内かつ自然災害の少ない地域に設置されているデータセンターを利用すること。
- (イ) 国、独立行政法人、地方公共団体等の公的機関において豊富な導入実績を有するクラウド環境とすること。
- (ウ) 火災報知・通報・火災システム及び消火装置が設置されていること。
- (エ) 地震・風水害・火災に対する対策が講じられていること。
- (オ) 室内の負荷発熱に対応した空調能力のある24時間365日連続運転が可能な空調機が設置されていること。
- (カ) サーバ室等への入退室管理は厳重に実施されていること。
- (キ) 和泉市セキュリティ基本方針(セキュリティポリシー)を遵守すること。

**(8) 情報セキュリティ要件【必須】**

次の要件を満たすこと。

- (ア) データ漏えいや、高度標的型攻撃などのサイバー攻撃、第三者による不正な侵入等を防止するための技術的な対策を講じること。また、各種サーバの配置を行う際のネットワーク構成についてもセキュリティを確保可能なよう適切に設計を行い、発注者と協議の上決定すること。
- (イ) 和泉市情報セキュリティポリシーを遵守したシステムを構築すること。
- (ウ) 端末起動時及びシステム起動時に権限のある人物しか使用できないよう認証システムを導入する等、セキュリティ対策を提案すること。
- (エ) SSL/TLS による暗号化通信を使用できることとし、サーバのなりすましを防ぐため企業認証

型以上の信頼性を持つ SSL サーバ証明書を使用すること。なお、SSL サーバ証明書の調達については、受託者において行うものとする。

(オ)セキュリティに関する情報を収集し、セキュリティホールへのパッチ適用など、継続的に必要な対策を講じること。

(カ)サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、5年分の更新ライセンスを含んだ見積とし、毎年更新手続きを行うこと。技術的ぜい弱性に関する情報の定期収集、適用検証、適用作業を行うこと。ウイルス対策を講じ、パターンファイルを常に最新に更新すること。

(キ)管理者、承認者、作成者が CMS を利用しようとするときには、パスワード認証を必要とすること。

(ク)年1回以上のサイトのぜい弱性の評価を行い、速やかに改善事項について対策を講じること。

(ケ)DDOS 攻撃に備え、サービス停止のないように最大限の対策を施すこと。

(コ)万が一不正アクセスが疑われる事象が発生した場合など、アクセスログの取得ができること。

(9)アクセス解析に関すること【必須】

本サイトのアクセス状況を分析し、サイトの改善策の提案及び改善作業を行うこと。

(10)多言語対応に関すること【必須】

英語・韓国語・中文簡体字・中文繁体字・ベトナム語への自動翻訳ツールの運用及を行うことを必須要件とする。左記を上回る対応が可能であれば提案すること。

(11)デジタルパンフレット作成と公開【推奨】

新規で作成されるパンフレット類(年1~2種類程度)について、デジタルパンフレット化が可能であること。また既存のデジタルパンフレットも合わせて、デジタルパンフレットをポータルサイト上で公開できること。

(12)その他【推奨】

上記12点に示した内容を損なわない範囲で、本仕様書に指定する以外の有益な提案をして差し支えない。

## 7. 開発の体制及び進行

※次の(1)~(3)は、①和泉市おでかけポータルサイト作成業務、②和泉市おでかけポータルサイト運用・保守業務共通の事項である。

(1)本業務の遂行にあたって、業務実施体制及び個別業務毎の連絡窓口を明示するとともに、各業務を確実に遂行するため、業務全体の責任者及び個別業務毎の責任者・担当者を定め、明示すること。

(2)本業務の遂行にあたって協力事業者が参加する予定がある場合は、事業者名及び担当者名を明示すること。

(3)受託者は、契約締結後遅滞なく、企画提案書をもとに具体的な業務内容及び業務別スケジュールについて、本市と協議の上、「実施計画書」(任意様式)として作成し、本市へ提出すること。

## 8. リニューアルの対象である現行サイト

「SATOMACHI IZUMI」 <https://satomachi-izumi.com/>

## 9. 現行サイトの状況

- (1) ページ数 1,056 ページ(令和6年5月1日時点)
- (2) データ容量 約 22.5GB(令和6年5月1日時点)
- (3) 月間アクセス数(令和5年度の最大月・日本語版ページ) 58,673PV

## 10. 納品

令和7年2月19日(水)までに、次に掲げる書類等を提出すること。なお、紙媒体及び電子媒体(CD-R又はDVD-R)を各1部提出すること。

- ・リニューアルサイトマップ
- ・デザイン設計書
- ・コンテンツ移行計画書
- ・コンテンツ移行報告書
- ・CMS マニュアル(コンテンツ作成者、承認者及び管理者向けマニュアル)
- ・ウェブアクセシビリティガイドライン
- ・ウェブアクセシビリティ試験結果

納品場所:和泉市 環境産業部 産業振興室 商工観光担当(和泉市役所3階 2 番窓口)

## 11. 検収

- (1) 受託者は、和泉市おでかけポータルサイト作成業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。
- (2) 本市は上記(1)の完了報告から10日以内に成果物について検査を完了し、その結果を受託者に通知する。
- (3) 上記(2)の検査に合格しない時は、直ちに発注者の指定する方法にて追完して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、追完の完了を業務委託の完了とみなす。

## 12. その他の留意点

### (1) 目的外利用の禁止

受託者は、委託者から提供を受けたデータを本契約の範囲を超えて利用してはならず、アクセス権限のない情報等にアクセスしてはならない。また、成果品を市の承諾なく利用してはならない。本契約期間終了後も同様とする。

### (2) 秘密の保持

受託者は、業務の内容、データの内容等、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約を解除した後も同様とする。

### (3) 法令等の遵守

受託者は関連法令を遵守すること。

- ・和泉市情報セキュリティポリシー
- ・個人情報保護関連法令
- ・その他関連する法令

#### (4) 個人情報の保護

本業務で個人情報を扱う場合は、個人情報の管理に最善の注意を払うものとする。

- ・個人情報を改ざん、破損、滅失及び漏えいその他の事故から保護するため、必要な措置を講じること。
- ・市から提供された個人情報がある場合は、その目的が達成された後、速やかに市に返却するものとする。
- ・個人情報の取扱いについては、契約約款に個人情報取扱特記事項を定める。

#### (5) 権利の帰属

本業務の履行により設計・構築した成果品の著作権は、委託者に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に受託者が所有する著作権及び第三者により提供されるコンテンツ、プログラム等にかかる著作権についてはこの限りでない。

本業務の履行に関し、第三者の肖像権・所有権・著作権(以下、「第三者の権利」という。)を侵さないこと。また、第三者との間に第三者の権利に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任・負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。

#### (6) 契約不適合の場合

検査に合格した時から1年以内に成果品に瑕疵が発見された場合は、受託者の費用により補修等の措置を講じなければならない。この場合において、受託者は速やかに検証を実施し、その結果、設計・受託者による諸作業に起因する瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において改善するものとする。

#### (7) 損害賠償と契約解除

本業務の実施にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、受託者が損害を賠償する責任を負う。

また、市は、受託者の責めに帰すべき事由により、市の信用を著しく失墜させた場合又は契約の目的を達成することができないと認められる場合は、契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

#### (8) 実施状況の調査等

本市は、必要がある場合は、受託者に対して業務の実施状況について調査又は報告を求めることができる。

#### (9) 再委託の禁止

受託者は、本業務の一部または全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合を除く。

#### (10) 協議

本仕様書に記載する内容について、変更する必要がある場合は、市にとって有益であると認められる場合に限り、市と受託者が十分な協議を行い、書面にて確定させるものとする。

本仕様書に明示されていない事項又は疑義がある事項は、市と受託者が協議の上、決定するものとし、いずれかの一方的解釈によってはならない。